

議案第119号 大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、別添の資料を基に説明させていただきます。

なお、今回の改正は、総務省消防庁から発出されました火災予防条例(例)の改正通知に基づき、蓄電池設備に係る基準及び固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に関する基準について改正するものです。

順に説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いします。

1点目の蓄電池設備に係る基準に関する改正の概要及び背景についてではありますが、蓄電池設備については、従前の規制が主に開放形鉛蓄電池を想定されていますが、脱炭素社会の実現に向け、リチウムイオン蓄電池等の更なる普及の拡大や大容量化が見込まれることを踏まえ、蓄電池の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の改正を行うものです。

説明資料の3ページをお願いします。

蓄電池設備に係る基準の主な改正内容について順次説明いたします。

す。

まず、蓄電池設備の単位についてであります。蓄電池の単位アンペアアワー・セルを、蓄電池の容量を表すキロワット^{アワー}時に改正します。

説明資料の4ページをお願いします。

規制対象についてであります。蓄電池容量10キロワット^{アワー}以下のもの及び10キロワット^{アワー}を超え20キロワット^{アワー}以下で出火防止措置が講じられたものは規制の対象外とします。

説明資料の5ページをお願いします。

蓄電池設備の設置基準についてであります。開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床等上に設けなくてもよいこととします。

説明資料の6ページをお願いします。

さらに、蓄電池設備の設置基準についてであります。屋外に設ける蓄電池設備については、雨水等の浸入防止措置が講じられれば、キュービクル式のものでなくとも筐^{きょうたい}体に収められたものでよいこととします。

説明資料の7ページをお願いします。

蓄電池設備の離隔距離についてであります。屋外に設ける蓄電池設備については、原則建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける

必要があり、現行では消防長が認める構造のキュービクル式のみ離隔距離を要しないものとされていましたが、総務省消防庁により蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(告示第7号)が定められたため、離隔距離を要しないものとして、追加します。

蓄電池設備に係る基準に関する改正内容は以上です。

説明資料の8ページをお願いします。

続きまして、2点目の固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離に関する改正の背景ではありますが、厨房設備の離隔距離は現行では、「気体燃料」と「上記に分類されないもの」に分類されますが、炭火焼き器等の固体燃料を用いた厨房設備については、「上記に分類されないもの」に該当し、過大な離隔距離が生じることとなり、設置の障壁となっているため、関係する条例の一部改正を行います。

説明資料の9ページをお願いします。

固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離に関する改正の内容についてではありますが、国の検討部会において確認された安全な離隔距離を定めるための検証に基づき、新たに別表第3に固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を追加します。

固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離に関する改正内容は以上です。

改正条例の施行日についてであります。蓄電池設備に係る基準及び固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に関する基準のいずれについても令和6年1月1日を予定しております。

以上で、議案第119号 大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審査の程、よろしくお願いいたします。